議 第 100 号

平成31年2月18日提出

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市災害 中慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金の貸付けに係る利率は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 保証人を立てる場合は、無利子とする。
  - (2) 保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第15条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に償還される災害援護資金について適用する。

## (提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る運用を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。